



## JIPDECセミナー 講演資料

# 「個人情報を取り巻く近年の動向」

本資料は、2025年3月5日（水）開催、JIPDECセミナーで配布した資料です。セミナーお申込み者様限定での配布となりますので、WEB、SNS等への掲載、転載はご遠慮ください。

※本セミナーおよび講演資料は、プライバシーマークの構築運用指針を解説するものではありません。

2025.3.5



# 個人情報を取り巻く近時の動向

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士 落合孝文

# プロフィール



**落合 孝文**

**プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士（第二東京弁護士会所属）**

**スマートガバナンス株式会社代表取締役共同創業者**

Email: [takafumi.ochiai@aplaw.jp](mailto:takafumi.ochiai@aplaw.jp) / [ochiai.takafumi@smart-governance.co.jp](mailto:ochiai.takafumi@smart-governance.co.jp)

慶應義塾大学理工学部数理科学科卒業  
同大学院理工学研究科在学中に旧司法試験合格

森・濱田松本法律事務所(東京、北京オフィス)で約9年で勤務し、国際紛争・倒産、知的財産、海外投資等を扱う現事務所に参画後、金融、医療、不動産、MaaS、ITなどの業界におけるビジネスへのアドバイス、新たな制度構築などについて活動。政府の審議会、自治体のアドバイザー、業界団体の理事や東京大学法学部非常勤講師など、産官学の様々な役職を務める。現所属先においてプロトタイプ政策研究所を立ち上げて所長を務め、スマートガバナンス株式会社代表取締役共同創業者。FT Innovative Lawyers Asia-Pacific Awards 2023 Innovation in Adjacent Services (Firm)や、日本のルールメーカー30人 (Forbes JAPAN 2022年8月号、2022) 等の受賞歴がある

個人情報保護・データ利活用の分野において、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局政策参与（データ利活用制度検討担当）、同会議「データ利活用制度・システム検討会」委員、内閣府規制改革推進会議スタートアップイノベーション促進WG座長、厚生労働省健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報の二次利用に関するWG委員、総務省特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG委員、国土交通省「交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会」委員、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）個人情報保護指針改定に伴うマルチステークホルダープロセス委員、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークZEDI 利活用促進WG委員、一般社団法人データ社会推進会議監事、一般社団法人電子決済等代行業者協会副会長などを歴任

個人情報保護法3年見直しの関係では、個人情報保護委員会の委託調査である令和5年度「個人情報保護に関する海外動向調査」、令和5年度「個人情報保護に関する海外動向調査」（受託者：渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）に従事

## その他の役職等

東京大学法学部非常勤講師  
内閣府国家戦略特区WG 座長代理  
デジタル庁デジタル関係制度改革検討会 委員  
総務省AIネットワーク社会推進会議 ガバナンス検討会 委員  
東京都国際金融フェロー

---

# 1 データ政策を取り巻く環境変化①

## ー 国内外のAI政策の動向 ー

# — 2025年のAI政策の変化 —



<https://edition.cnn.com/2025/02/09/europe/france-macron-europe-ai-race-intl/index.html>

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250212/k10014719371000.html>

<https://apnews.com/article/paris-ai-summit-vance-1d7826affd0db76c580c0558a18d68d2>

<https://www.euractiv.com/section/tech/news/commission-plans-to-withdraw-ai-liability-directive-draw-mixed-reactions/>



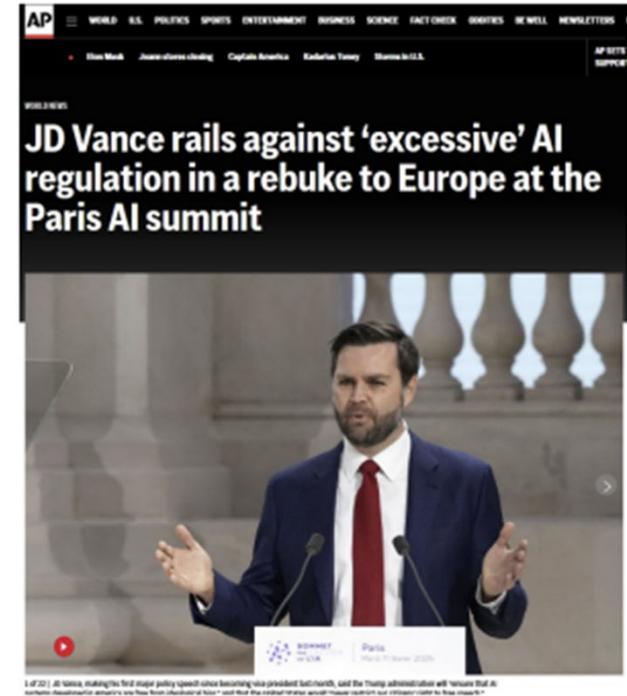
「AIアクションサミット」閉幕 共同声明に米英署名せず

2025年2月12日 6時09分 生成AI・人工知能

Commission plans to withdraw AI Liability Directive draw mixed reactions

EU's top regulator said it was alarmed the Commission for creating a "Wild West" that only benefits Big Tech.

This article is automatically available for free. You can access more exclusive content like this by becoming a subscriber of Euractiv.



# 国際的なAIに関する政策の概観

## EU

- 2024年8月、AIを包括的に規制する「AI法」成立
- 既存法の枠組みを超えて、AIによる「感情の評価」や「操作(Manipulation)」等を規制
- 但し、コンプライアンスの詳細は、殆どがソフトローに委ねられる
- 2024年終盤から、規制よりも「競争力強化」を重視する姿勢がトップ層では明確に（ドラギレポート、競争力コンパスレポート等）

## 米国

- 連邦レベルの法制化の動きはない
- バイデン政権下で発出された大統領令は、トランプ政権下で即刻廃止された
- カリフォルニア州のAI安全性法案は、知事の拒否権行使によって廃案に
- 事業者の自主的な取組をベースに、自動運転技術や生成AI技術等をリード
- ヴァンス副大統領は、2025年2月のAI Action Summitにおいて、EU AI法のアプローチを激しく批判

## カナダ

- EU AI法類似のAI・データ法を2022年に議会に提出していたが、2025年1月に廃案に

## 韓国

- 2025年1月にAI基本法成立、高インパクトAIや生成AIに透明性や安全管理等を義務付け

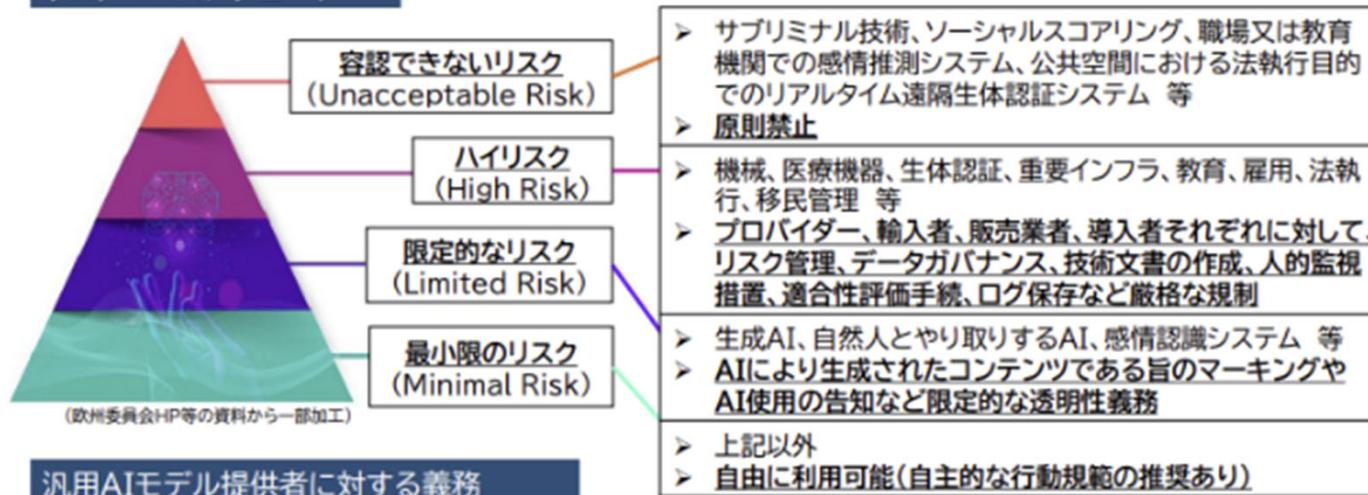
# — 欧州AI規則の概要

- 現時点では、GDPRのようなブラッセル効果は発現していない
- リスク管理のフレームワークを検討する際など、カテゴリ分けは参考になる部分もあるが、EU域外で直ちに同種のフレームが広がらないため、社内でのEU内外の切り分けをどのように行うかは重要論点（日本の方向性も次ページ）
- 欧州自体はデジタル政策の転換を図ろうとする側面がありつつも、既に制定した規制自体は施行に進めざるをえない状況

## リスクベースアプローチ

○ AI規則では、リスクベースアプローチを採用し、4つのリスクレベルを設け、各々のリスクに応じた規制を規定。それに加え、汎用AIに関する規制あり。

### リスクベースアプローチ



### 汎用AIモデル提供者に対する義務

汎用AIモデル一般	システムリスクを有する汎用AIモデル
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 技術文書の作成及び更新</li> <li>➢ 汎用AIモデルをAIシステムに統合する提供者向けの情報・文書の作成、更新及び提供</li> <li>➢ 著作権法を遵守するためのポリシーの実行</li> <li>➢ 汎用AIモデルの学習に使用したコンテンツに関する十分に詳細な要約の作成及び公開</li> <li>➢ 域内代理人の指名</li> </ul>	(左記に加えて) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ モデル評価の実施</li> <li>➢ EULEVELでのシステムリスクの評価及び軽減</li> <li>➢ 深刻なインシデント及びそれに対する是正措置のAIオフィスへの報告</li> <li>➢ 適切なレベルのサイバーセキュリティ保護</li> </ul>

6

7

# — 日本 内閣府AI制度研究会 「中間取りまとめ」概要 —

政府のAI制度研究会は、2024年2月4日に「中間とりまとめ」を公表。

## 1. 基本的な考え方

- 事業者の自主性を尊重
- 既存の個別法を活用（包括規制は行わない）
- 仮に新たな法令を作るとしても、真に必要な範囲のみで、技術中立に、正当な研究を阻害しないように、事業者の負担を軽減して行う

## 2. 具体的な制度・施策の方向性

- 全体を俯瞰する司令塔機能強化と基本計画の策定
- 適正性（自主的取組＋指針策定）と透明性（法制化？）の確保による安全性向上
- 重大インシデント調査（法制化？）
- 政府による使用の推進と政府調達ガイドラインの整備（予定）
- 生命・身体の安全やシステミックリスク、安全保障等については既存法をベースとしつつ別途検討

# — AIに関するルールの考え方 —

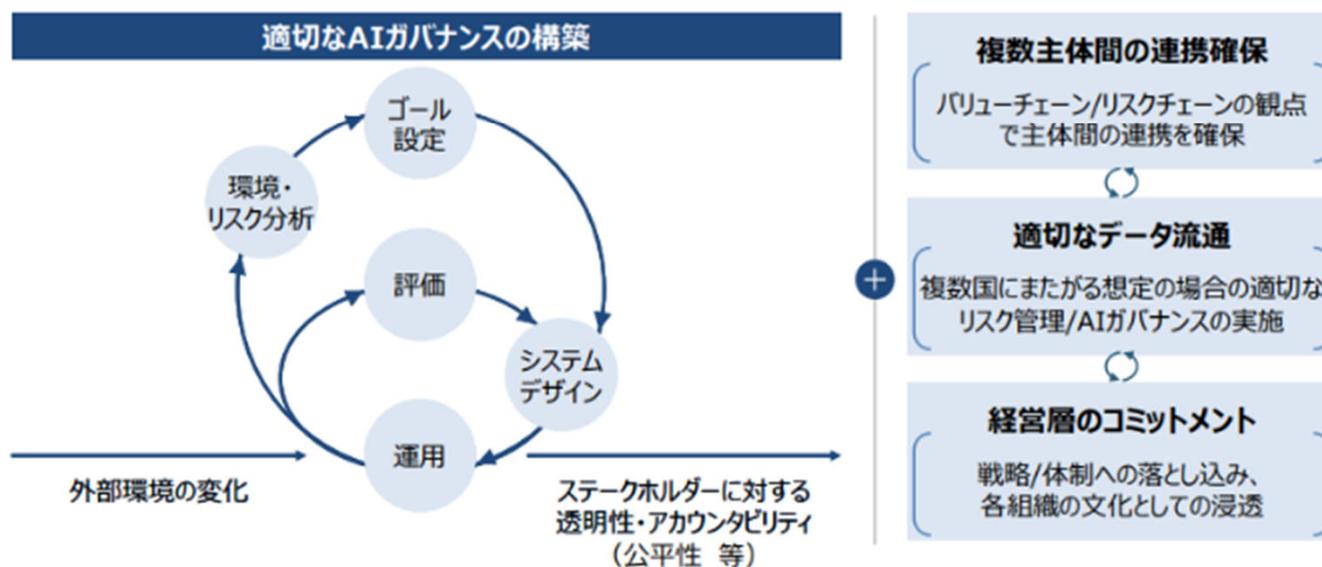
- 2025年は、デジタル規制に大きな逆風が吹き、競争力強化・イノベーション促進の重要性が強調される見込み
- しかし、これは規制やガバナンスが不要であることを意味するわけではない
- 人間の存続リスク（existential risk）や、AIによる人間の判断・感情への干渉のリスク（AI法 Annex III）といった、「人間と対置されたAI」という構図からくるリスクへの関心が低下し、AIが社会のあらゆる領域に組み込まれるを前提とした、システム全体としてのリスクマネジメントに注目が集まってきていることの表れと考えられる
- AIの技術進歩の速さと複雑さを踏まえると、
  - 規制に詳細なToDoを書きこむことはできない
  - 全て事業者に丸投げでは不十分
  - ソフトローの設定には高度の専門性とリソースが必要
- 日本が掲げる「アジャイルかつマルチステークホルダー」のガバナンスを適切に運用していけるかが、イノベーションの促進と個人の権利利益を両立するための鍵

# 環境変化への即応性の意識する必要性

- 生成AIの登場により、一層急激な、事業環境の変化が起きてきている。人口減少社会で若年人口が限定される日本では、環境変化の中での競争力確保、既存事業の維持のいずれの観点でもAI利用は重要課題に
- AI事業者ガイドライン自体も、現在アップデートの議論がなされている
- AIガバナンスの構築にあたり、組織整備への強いコミットに基づき、リスク評価のフレームの整備だけでなく、社内組織・規程の組織のガバナンスの整備が重要となる

## 本編 別添 第2部 AIガバナンスの構築

- AIを安全安心に活用していくために、経営層のリーダーシップのもと、下記に留意しながら適切なAIガバナンスを構築することで、リスクをマネジメントしていくことが重要となる
  - 複数主体に跨る論点について、バリューチェーン/リスクチェーンの観点で主体間の連携確保
  - 上記が複数国にわたる場合、データの自由な越境移転の確保のための適切なAIガバナンスの検討
  - 経営層のコミットメントによる、各組織の戦略や企業体制への落とし込み/文化としての浸透



---

## 2 データ政策を取り巻く環境変化②

- データ利活用制度の検討 —

# データ利活用と保護を意識したデータ法制の整備

- 欧州においては、個人情報等のデータ保護だけでなく、データ利活用に向けた制度も整備
- 日本でもデータ保護だけでなく、データ利活用に向けた制度・システムの整備の議論が開始
- 日本でもPSD2に対比すべき法制として銀行法の銀行API法制や、医療分野の二次利用に関する次世代医療基盤法、電気事業法でのスマートメータ利用など、いくつかの分野で散発的な検討・制度整備がなされているが、全般的なデータ利活用の推進には至っていない

## V. データ利活用の推進

EU等において、個人情報保護法制（GDPRなど）とも整合的な形で医療、金融、産業など各分野でデータの利活用に関する制度整備が進展。我が国においても包括的な検討を行うため、昨年末に「データ利活用制度・システム検討会」※を立上げ。本年夏目途に、データ利活用制度の在り方についての基本的な方針を策定予定 ※座長：森田 朗（一社）次世代基盤政策研究所所長・代表理事 ※個人情報委など5省庁も参加

日・米・EUの法体系比較（民間部門に係る規律のイメージ）

	データの保護	データ利活用 (個人起点（一次利用）、社会起点（二次利用）)	データの利活用に対する プロアクティブな制度 化アプローチ
EU	GDPR (2016)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <b>データ法 (2023)</b>  <small>民間の非個人データ (IoT等) の共有促進</small> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <b>データガバナンス法 (2021)</b>  <small>データ仲介者規律枠組み等</small> </div> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <b>データスペース構想 (2020)</b> <small>ヘルスクア、産業・製造等、14の分野で広域のデータ連携を検討中</small> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <b>EHDS法 (医療・2025)</b>  <small>・ヘルスデータ基盤の構築 ・ヘルスデータ(匿名化情報)の 第三者提供に同意不要 ・医療機関からのデータ提出義務</small> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <b>PSD3 (金融決済・検討中)</b>  <small>金融データアクセスの枠組と連携したPSD2の改正</small> </div> </div>	↑
日本	個人情報保護法		
米国	連邦: HIPAA法 (連邦法・医療・1996) / GLBA法 (連邦法・金融・1999) 各州: CCPA(カリフォルニア)等 (一般法・特別法)	民間企業（大規模デジタルプラットフォーム）内 での自成的なデータ連携・利活用	↓ リアクティブな市場重視アプローチ

# 産業データに着目各国の動向

- データ利活用に関する議論の主要分野は、医療、教育、金融、産業の4分野になっている。医療から金融の各産業分野については後述するが、産業データでも各国においてデータ政策の進展が著しい
  - 但し、欧州を含め、インセンティブ設計（誰にどのような義務を課すか、テロ対策・マネロン・カーボンなどの強制できるような政策課題があるか、費用負担等をどうするか等）を考慮しない制度を安易に構築すると、むしろ規制回避を志向する者が増え、逆効果になる場合もある
- 欧州データ法のようにデータ提供義務付けなどを内容とする直接的な産業データ流通に向けた政策も存在
- 一方で、米中など含め、（経済）安全保障などの関係から、データの越境規制、ローカライゼーションなどの取り組みも進んでいる（ユーザ保護そのものだけでなく社会法益保護ないし地政学の側面が入る）
  - 越境データ移転は増加しており、単に回避を図ることも難しい中、どのようにデータガバナンスに取り組むかが重要に

## 産業データに関する各国の政策動向

- 各国・地域が産業データの流通・保護に関するルール整備に着手。

### 欧州

- データ主権に基づく、産業データの流通・保護に向けた立法やイニシアティブを推進。
- データ法（Data Act）では、「非個人データを公共財に類するものと捉え、消費者や顧客企業が利用する製品や関連サービスにより生成されたデータへのアクセスや第三者への共有義務、EU加盟国の法に違反するようなガバメント・アクセスを防ぐための安全措置等を規定。
- 電池規則などの施行により、カーボンフットプリントなどの環境情報の開示を企業に対して義務化。同時に、データ主権を担保した形での産業データの共有のためのデータ共有基盤の構築に向けて、GAIA-X等のイニシアティブを推進。

### 中国

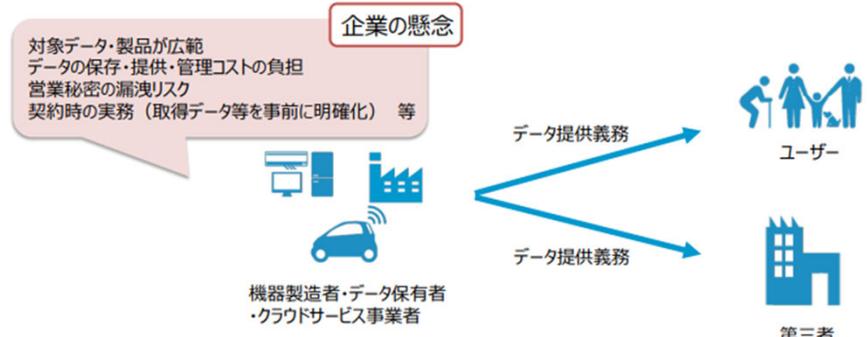
- 「国家安全」の観点から、国家として情報をコントロールすることを重視。個人データ、非個人データにかかわらず、越境移転を規制するほか、国内のデータに対する政府のアクセス権限を強化。
- 国家安全法等において、ガバメント・アクセスを規定。また、国家標準・規格への準拠確認における技術情報・ソースコードの開示や、コネクテッドカーの試験データ等、セクター別の業法等でもガバメントアクセスに関連する規定を置いている。

### 米国

- 2024年2月、機微個人情報のデータセキュリティに関する大統領令、コネクテッドカーの安保上のリスクへの対応策をそれぞれ発出するなど、安全保障の観点から、連邦レベルでのデータ規制を実施。
- また、ガバメント・アクセスやデータ流出を含む安全保障上の懸念等から、政府機関や米国企業による懸念国企業からの国防権限法に基づく調達禁止や対内直接投資規制等が存在。

## 欧州データ法（Data Act）

- 「非個人データを公共財に類するものとして捉え、データの価値の配分における公平性の確保や、データに対するアクセス及び利用を促進。2025年夏頃に適用開始となる見通し。
- 事業者に対し、以下に例示する義務が課せられる等、データビジネスへの影響が懸念される。
  - 消費者や顧客企業が利用する製品やサービスにより生成されたデータへのアクセスや第三者への共有義務
    - ※営業秘密に該当する場合は規定の例外となるが、営業秘密として保護される範囲は論点
  - 公共衛生上の緊急事態等の例外的な場合に、政府機関等へのデータ提供の義務
  - EU加盟国の法に違反するようなデータアクセスおよび越境移転に対する安全管理措置の義務（ほか）
- EU域外への規制の波及（ブリュッセル効果）を含めた影響を注視する必要。



# — (参考) DFFTに関する環境整備 —

- 2019年1月に安倍首相（当時）が提唱したDFFT（Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通）については、G7での議論を経て、OECDでのInstitutional Arrangement for Partnership (IAP：パートナーシップのための制度的アレンジメント)が整備されている
- このIAPの初期プロジェクトの一つとして、日本とASEANとの連携も踏まえた、データの越境移転に関する政策・規制の透明性向上も重要課題になっている
- 2024年6月G7イタリアでは、IAPの立ち上げが承認されたが、日本もコメントを行ったデータセキュリティに関する議論も行われた
- 制度面における透明性向上だけでなく、PETs（Privacy Enhancing Technologies）のような技術の側面や、単一組織間データが格納されず、移転する中でデータからの視点でのセキュリティ要件をどのように整備していくかが今後議論される

## 第一回における議論を受けた＜今後の方針＞

### ①制度

以下の3分類のうち、特にグレーゾーンとして、以下のカテゴリーの情報について整理を優先。

- 黒：明確にリスクが高く、汎用性が高いデータ
- 白：明確にリスクが低いデータ
- グレー：リスクがあるものの、特定の用途について非常に高い有用性がある情報など
  - ↳ 金融（個人金融情報）、医療（ゲノム情報、生体情報、健康情報）、GPSデータ、IoTデータ（収集源としてコネクテッドカー、工場、家電等） ⇒詳細次頁

### ②技術

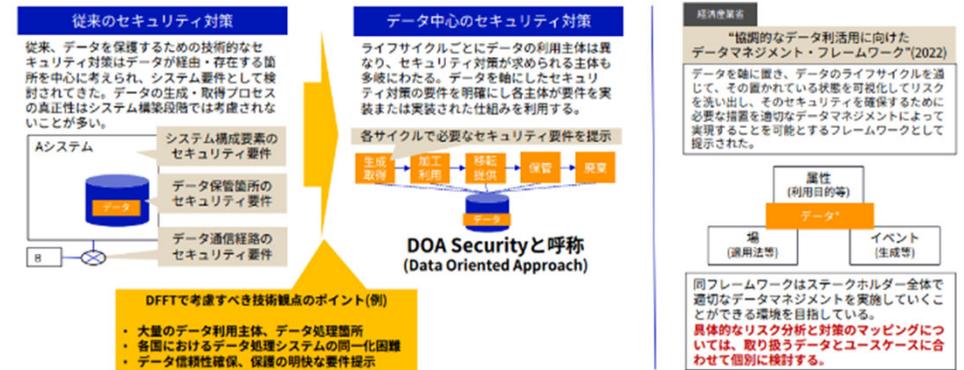
### ③運用

- 議論の指針としての「法令のマッピング作業」を進める。
- データのライフサイクルを通じた現状把握（モデル化）
  - ↳ 「ライフサイクルのモデル枠組み」を整理する。
- クラウドの安全性の検証やその責任所在の検討
- データセキュリティ関連の技術を活用できるようにするための組織論・キャパビル

⇒本日の議論

## システム観点からデータオリエンテッドのセキュリティ要件提示へ

従来、データの保護はデータ処理の主体者に対する要件として提示され、主にシステム観点で実装されてきた。しかし、本来、データの利用主体は単一ではなく、そのライフサイクルによって保護技術も異なるため、特にDFFTではデータ中心の要件とする発想の転換が必要となる。



\*経済産業省のデータマネジメントフレームワークでは、データマネジメントを、データが有する性質である「属性」、データに対して特定の採掘を共有する範囲である「場」、データの属性を生成・変更・連結などとする処理である「イベント」の3つの観点から検討されることと定義している。

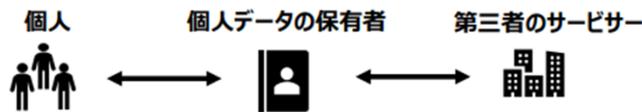
# データ利活用に関する検討の視点

- エンドユーザ起点での情報利用についての議論がなされているが、個人情報だけでなく法人情報など非個人情報も想定されている
  - 銀行法、電気通信事業法等、ユーザデータについては、個人・法人の法制を問わず、制度整備している事例もあること、産業データの整備も議論の主題の一つになっていることに留意
- 社会起点についても、旧来公益性を認めてデータ連携基盤・DB等を整備してきている分野に限るものではない

## データ利活用：重要分野のデータ利活用の課題の例

### 【データ利活用に関する主なアプローチ】

#### ① 個人起点でのデータアクセス



- 個人の同意の上で自らのデータを第三者に提供
- 自らに最適化した商品やサービスの提供を受けられる

#### ② 社会起点でのデータ利活用



- 個人データを集積して社会課題の解決に活用
- 公益実現、経済発展とともに個人にも利益が還元

### 【データ利活用が重要と考えられる分野の例】

	医療	教育	金融
データ利活用の進展状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 医療DXの推進に関する工程表に基づいた取組を推進 (全国医療情報プラットフォームの創設等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• GIGAスクール構想の下、1人1台端末の実現、個別／協働学習を可能にするデジタル教材の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 銀行法APIによりフィンテック事業者による新たなサービスの提供</li> </ul>
データ利活用の論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用可能な医療データの充実、電子カルテ等の共通化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 初等中等教育段階のアーキテクチャやID管理の実現方策の検討、次世代校務DX環境の整備 (学習系・校務系データ等の連携)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• クレカ、電子マネー等の各種決済データへのAPI連携の検証・検討 (セキュリティ上のリスクがあるスクレイピングからの脱却)</li> </ul>
データ利活用のメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 個人はどの医療機関でも自らの診療情報を参照できる</li> <li>• 創薬の研究開発に活用できる (EUではコロナワクチンの経験も議論に反映)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 個別最適な学び・協働的な学びの一体的な充実につながる</li> <li>• 校務負担の軽減・学校の働き方改革につながる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各種決済サービスの利用にあたり手数料の低減を期待できる</li> <li>• 個人や中小企業が効率的に家計・会計の管理ができる</li> </ul>

18

15

# — (参考) 金融分野の論点例 —

- オープンAPIの基盤となる制度が整備された範囲が銀行口座のみであった（平成29年銀行法改正）が、オープンバンキングから、オープンバンキングに限らないオープンファイナンスへの拡大がまず議論されている

2025年2月13日  
デジタル行財政改革会議事務局

## 金融分野におけるデータの利活用について

資料3

### (1) 金融分野におけるデータの利活用によって実現する将来像

- 家計等をはじめとして個人が金融データを柔軟に管理し、活用できる仕組みを整えることで、家計の収支管理や資産運用の利便性が向上し、資産運用立国の実現にもつながるのではないかと。
- データの相互運用によるイノベーション促進により、個人のニーズに即した金融商品やサービスを容易に選択できる環境づくりや、新ビジネスの創出等につなげることは考え得るか。

金融データ利活用の目指すべき絵姿（イメージ）

(2) データの相互運用性による多様な金融サービスの創出

パーソナライズ金融サービスの提供の例

- ス페인 (BBVA) モバイルアプリ
- ・ オープンバンキングAPIを活用し、他の金融機関やフィンテック企業との連携を強化。
- ・ ユーザーは、マネーに関するさまざまなニーズ（銀行取引に加えて、ファンド投資や保険、年金）を、一つのアプリで満たすことが可能。
- ・ 顧客のアクションを含めた銀行全体のデータを統合・分析することで、顧客は自分に合ったサービスを受けることができる。

(3) 日本における対応の例（銀行法等の改正）

平成29年銀行法等改正において、金融機関にオープンAPIに係る体制整備を実装することが努力義務化。

### (4) 議論の方向性（主な論点）

- 「利用者起点」からの金融データの利活用の必要性・有効性
  - 生活上の様々なニーズ（家計管理、資産形成、リスク管理等）や人生の各ステージにおけるライフイベント（出生・進学・就職・転職・退職、病気やけが、出産、子育て、介護、年金、死亡・相続等）の中で、国民はどのような金融情報を、自身で各時点において把握する必要があるか。
  - 金融情報の「見える化」によって、国民の利便性の向上や、多様なサービスの出現等が期待できるのではないかと。
- オープンバンキングからオープンファイナンスへ
  - 銀行口座に加え、クレジットカード・電子マネー・証券・保険・年金等のデータ連携を促進させることで、国民にとって便利なサービスが創出できるのではないかと。
  - 国民が自らの家計状況や金融データを把握しやすくするため、官民や民間企業同士のデータ連携（標準化や統一的な取り扱い等）や、政府が提供するフロントサービス（マイナポータル、公的年金シミュレーター等）と民間サービスとの連携を、どのように考えるか。

※金融データの利活用による利便性の向上等のユースケース

【生命保険請求手続の簡略化】

保険会社と公的な診療データ等を連携させることで、現在、個人の負担となっている診断書の取得や保険会社への請求など手続を効率化できるのではないかと。

【政策の効果検証】

匿名化した金融データの2次利用で、給付金支給等の分析や政策効果の検証に生かすことができるのではないかと。

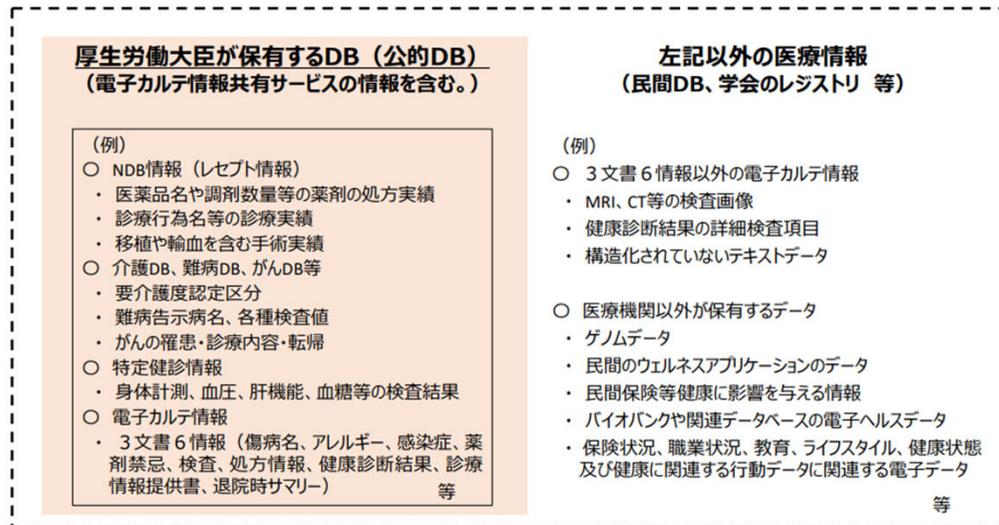
# (参考) 医療分野の論点例

- 医療分野では、次世代医療基盤法の改正施行（2024年施行）が整備されているが、その他にもがん登録法、感染症他、個人情報保護法の法令例外がいくつか設けられている
- 本年度厚生労働省提出の改正医療法等の法案により、電子カルテ情報共有サービスを公的DBとして整備するほか、厚労省所管の現行の公的9DB（NDB、がんDBほか）に加え、今後整備される上記サービスも含めて、仮名化情報での二次利用の基盤を整備しようとしている
- これらに加えて、一層の利活用推進のための、一次利用、二次利用、システム面での課題について検討がなされている（なお、2023年に閣議決定された規制改革実施計画では、医療機関等の一次利用における個人情報の同意原則のあり方を再検討することなども検討項目とされていた）

## 医療情報の利活用の“範囲”のイメージ（未定稿）

デジタル行財政改革会議

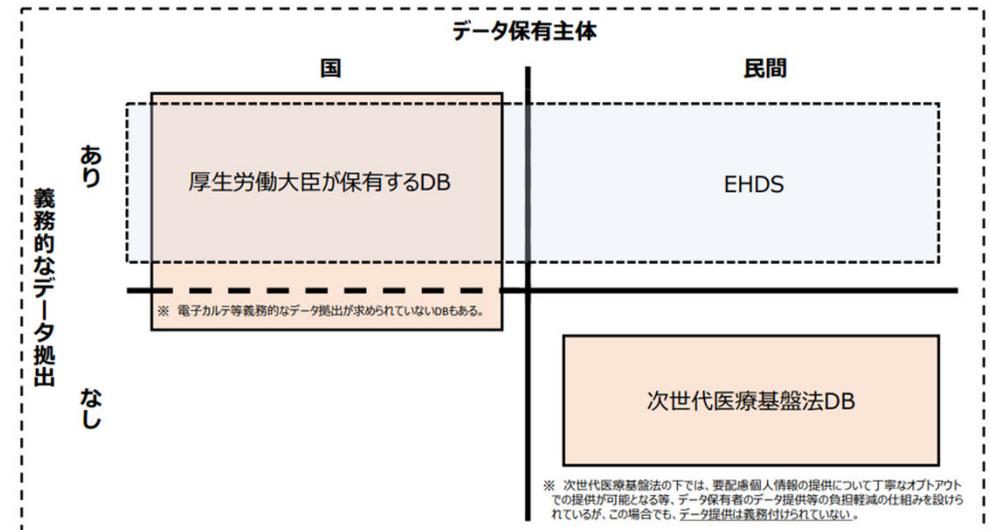
### < 2次利用への利活用が想定される医療情報全体 >



## 医療情報の利活用の“制度等”のイメージ（未定稿）

デジタル行財政改革会議

### < 2次利用への利活用が想定される医療情報全体 >



---

### 3 個人情報保護法 3年見直しの動向 ー諸外国法制との比較も含めー

# 一 諸外国における個人情報保護法制の動向

---

## 1. 米国

- 連邦レベルではAPRA等の個人情報保護法制の整備がなされる可能性は後退した状況にある。もっとも、データブローカーが米国在住の個人の特定の個人識別可能な機密データを北朝鮮、中国、ロシア、イラン、またはこれらの国に管理されている団体に販売、ライセンス供与等することを違法とするProtecting Americans' Data from Foreign Adversaries Act of 2024が可決されるなどしている
- FTCは、積極的に執行を行っており、データブローカー、ダークパターン、子どもの個人情報等のフロンティアとなる領域で見解公表や執行が増加している
- CFPBは、2024年12月、機密性の高い個人情報や財務情報を販売するデータブローカーを規制する規則を提案している

# 一 諸外国における個人情報保護法制の動向

## 1. 米国

- 州法レベルでの個人情報保護法制の整備も進んでいる（2025年施行予定の州法は以下のとおり）。もっとも、州ごとに特徴があり、例えば、個人データの量や企業の収益等を踏まえて適用範囲が定められる州も多いが、全ての企業に適用されるネブラスカ州のような例もある。メリーランド州は厳しいデータ最小化要件を課すほか、センシティブデータや18歳未満の個人データの販売禁止を定めている。ミネソタ州は、消費者にプロファイリング結果に疑問を呈する権利などを定めている
  - アイオワ州消費者データ保護法（ICDPA） - 2025年1月1日
  - デラウェア州個人情報保護法（DPDPA） - 2025年1月1日
  - ネブラスカ州データプライバシー法（NDPA） - 2025年1月1日
  - ニューハンプシャー州プライバシー法（NHDPA） - 2025年1月1日
  - ニュージャージー州データプライバシー法（NJDPL） - 2025年1月15日
  - テネシー州情報保護法（TIPA） - 2025年7月1日
  - ミネソタ州消費者データプライバシー法（MCDPA） - 2025年7月31日
  - メリーランド州オンラインデータプライバシー法（MODPA） - 2025年10月1日
- 州レベルではAI法制も進んでおり、2024年にはコロラド州でAI法が制定された（2025年2月施行）。連邦レベルではAI関連法の制定が遠のいたこともあり、今後も州ごとでの法整備が進んでいく可能性が考えられる

# 一 諸外国における個人情報保護法制の動向

---

## 2. 欧州

- GDPRに関連する法令の施行が続く状況にある NIS2指令や金融分野のデジタルでの運用の持続性を求めるDORA、データ法、AI規則等の、個人情報と隣接するセキュリティ関係の指令、規則等の施行が続いている。なお、AI規則のうちハイリスクAIについては2025年2月2日、汎用型AIについては2025年8月2日から施行される
- EDPBは、2025年1月16日に「仮名化ガイドライン（Guidelines 01/2025 on Pseudonymisation）」を公表し、2月28日まで意見募集を行った

## 3. 英国

- データ保護法制の整備を行おうとしているが、まだ法改正に至っていない  
現在は、multi-faceted Data (Use and Access) Bilの可決を狙う状況にあるが、仮に可決された場合には、データ主体の権利や自動意思決定など、いくつかの重要な分野で英国とEUのデータ保護法に相違が生じることになる
- この法制は、データ保護だけでなく、エネルギー、通信、インフラ、医療および社会福祉、金融サービスなど、英国経済の多くの分野でデータをより有効活用するための法案でもあるとされる（金融のオープンバンキングのようなフレームワークを形成、デジタルID認証フレームワークの整備等）

# 一 諸外国における個人情報保護法制の動向

---

## 4. 中国

- 個人情報保護法の実施のための規則整備が進められたが、データの越境移転、個人情報保護のコンプライアンス監査、電子ID認証などに及んでいる。国全体だけでなく地域・都市レベルでの政策・試行的取り組みも進んでいる
- CACはデータの越境移転に関するルールを導入しているが、規制を明確化し越境移転を推進する側面があるものであったが、越境データについては欧州との協議・合意を進めるなど、データセキュリティガバナンスを積極的に整備しようとする姿勢も見える

# 一 諸外国における個人情報保護法制の動向

## 5. インド

- デジタル個人データ保護法（Digital Personal Data Protection Act, 2023）が定められているが、分野を限定しない包括的な個人情報保護法であり、以下の特徴がある
  - センシティブデータに関するカテゴリーが存在しない
  - 域外適用がある法令であるが、適用免除（同法17条）についてはスタートアップ等の小規模事業者の特例等は設けられていない
  - 個人情報の処理は、同意又は正当な利用のみが許されており、GDPRのような契約履行等のカテゴリーがない（同法4条1項）
  - データ受託者に関する義務（同法8条）を整備しており、安全管理措置の整備だけでなく、個人の権利行使に関する対応や、正確性の確保なども求めている。なお、重要データ受託者に対してはDPOや独立データ監査人の選任やDPIAの実施などより高度の要求を求めている
  - 越境移転については、インド国外への移転を政府通達により制限できるものとされている（同法18条）
  - 個人の権利としては、データ受託者に苦情処理を求める権利や、死亡・心神喪失時のノミニー選任などの権利が定められている（同法13、14条）
  - 罰則も整備されており、データ受託者の安全管理措置違反は25億ルピー以下の罰金などとなっており、その他の法令違反もその内容により罰金が定められている
- DPDPAには内容が不明確な部分が多い一方で、罰則が重いという紹介もあった。2025年1月3日から意見公募が開始された「2025年デジタル個人データ保護法規則案」はDPDPAの規定を補完するものであり、今後注目される

# — 個人情報保護法の見直しの根拠 —

---

- 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号） ※令和4年4月1日全面施行
- 附則
- 第十条 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# — これまでの3年見直しの検討状況 —

---

## • 2023年

- 9～10月 「改正個人情報保護法の施行状況について」公表
- 11月15日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」公表

## • 2024年

- 2月21日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討項目」公表
- 6月27日 「中間整理」公表（～7月29日までパブコメ実施）
- 9月4日 「中間整理」に関する意見募集の結果・今後の検討の進め方 公表
- 10月16日 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」公表
- 12月25日 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会 報告書」公表

## • 2025年

- 1月22日 「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について」公表
- 2月5日 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」公表
- 2月19日 「〃（個人データの取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方）」公表

# — 2024年6月「中間整理」の概要 —

---

## 1. 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

- I. 個人情報等の適正な取扱いに関する規律の在り方
  - a. 生体データ
  - b. 「不適正な利用の禁止」「適正な取得」
- II. 第三者提供規制の在り方（オプトアウト等）
- III. こどもの個人情報等に関する規律の在り方
- IV. 個人の権利救済手段の在り方

## 2. 実効性のある監視・監督の在り方

- I. 課徴金、勧告・命令等の行政上の監視・監督手段の在り方
- II. 刑事罰の在り方
- III. 漏えい等報告・本人通知の在り方

## 3. データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方

- I. 本人同意を要しないデータ利活用等の在り方
- II. 民間における自主的な取組の促進

## 4. その他

# — 2024年10月「中間整理」パブコメを踏まえた進行の修正 —

- ステークホルダーとの対話方針の強調
- 課徴金・団体差止請求制度等に関する検討会の設置

## 今後の検討の進め方

令和6年10月16日  
第304回個人情報保護委員会決定

(「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」意見募集結果を踏まえて)

- 意見募集(6/27~7/29)においては、団体・個人を問わず、幅広い方々から多様な御意見が寄せられたところ。  
※ 1,731の団体・事業者(うち団体43者・事業者等29者)又は個人(1,659者)の方々から延べ2,448件。
- 個人情報保護法の目的である、個人情報の有用性を実現しつつ、実質的な個人の権利利益の保護を実現するためには、情報通信技術の高度化が進む中、大量の個人情報を含むビッグデータを利活用するビジネス・サービスやプロファイリングの利用も広がり、プライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっており、このような状況の変化を踏まえた規制のアップデートが必要。

### 課徴金、団体による差止請求制度 や被害回復制度

- ◆ 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」において議論・検討を深化

### その他の主要個別論点

- ◆ 意見募集の結果も踏まえ、企業や団体、関係省庁や地方公共団体を含め、多様なステークホルダーとしっかりと対話をしつつ、個人情報保護委員会において透明性が高い形で議論

### より包括的なテーマや 個人情報保護政策全般

- ◆ 透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることについて、具体的に検討に着手

### 関係府省との連携強化

- ◆ グローバルな動向や最新の技術動向を踏まえた「デジタル戦略」、「データ戦略」や「サイバーセキュリティの強化」に向けた関係省庁における検討状況を十分に踏まえ、個人情報保護委員会としても適切に必要なとされる検討を継続的に推進
- ◆ 防災DXや教育DX・こどものデータの取扱い、医療データなどの分野でもそれぞれの関係府省と継続的に連携

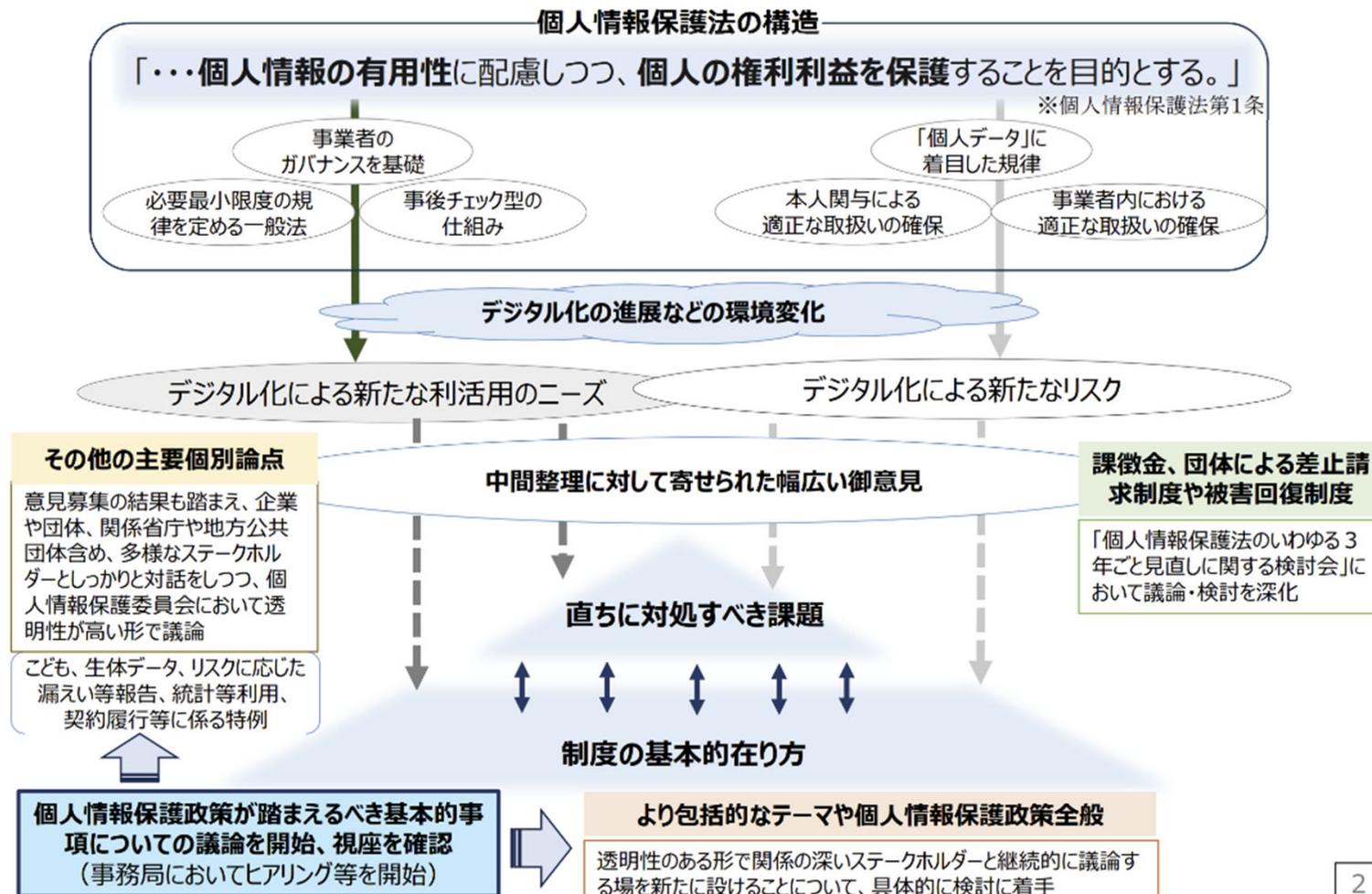
### 国際連携の強化

- ◆ EUとの間で2019年1月に相互認証の枠組みが発効。2023年4月に最初のレビューが終了。更に令和3年(2021年)個人情報保護法改正の全面施行(令和5年(2023年)4月)を踏まえ、従来の民間部門に加えて、学術研究分野・公的部門についても対象とした相互認証の枠組みの発効に向けて協議を継続
- ◆ 新たに発足したグローバルCBPR(Cross-Border Privacy Rules)の枠組みも推進

# — 2024年10月「中間整理」パブコメを踏まえた進行の修正 —

- 「中間整理」は維持しつつも、利活用に向けた検討の論点も示すもの
- 同意のあり方などの基本的なガバナンスの仕組みについては、今回の3年見直しだけに限らず、一部持ち越しもあると思われる

## デジタル化の進展に対応した個人情報保護法のアップデート



# — 個人情報保護法見直しに関する視点 —

- 個人情報保護委員会事務局において、個人情報保護制度の基本的在り方に関するヒアリング（有識者11名、17団体が対象）を実施
- リスクの所在について、**自身のデータの自由意志に基づいて制御できるかよりも、評価・選別で不利益を受ける可能性が重要**と指摘
  - A 本人の想定しない評価・判断を受けるリスク、B 平穏な生活が害され、犯罪等の悪意行為等に晒されるリスク、C 秘匿したい情報について事業者の開示後に認識できず利用されるリスクや、D 本人の意思に反して情報が取得・利用されたり、識別性がないはずの情報から特定されるリスクなども考えられる

## ヒアリングから得られた視点 - (1) 保護法益について -

### 考慮すべきリスク

- (A)評価・選別及びこれに基づく影響を与えるリスク (B)直接の働きかけを行うこと  
(C)秘匿領域が他人に知られるリスク (D)自身のデータを自由意思に従って制御できないリスク

リスクの優先順位等には、いくつかの異なる考えが示されたが、**バランス良く対応を検討すべき**という指摘が大半。

このほか、次の主張・指摘があった。

- (D)は本人に関わる情報の取扱いを本人が決定する権利に関わるリスクであり、位置付けが異なる。
- データ保護法制たる個人情報保護法が考慮すべきは(A)が主であり、他は副次的、間接的。

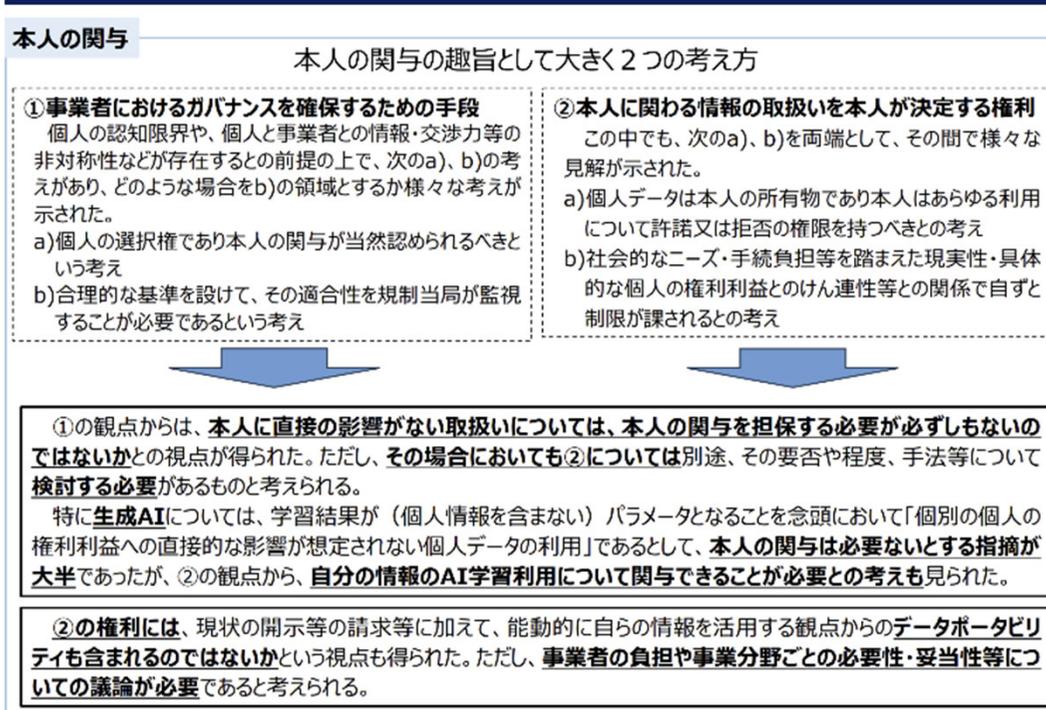
→「個人の権利利益の保護」の意味合いに関しては、その権利利益の外延や、特に規律すべき取扱いなどについて様々な考え方があつたことと表れる。

保護を要する局面	保護の対象、規律対象	プロファイリング
①本人の知らぬ間に本人の情報を取得すること ②データ分析等を通じて評価・選別を行うこと ③評価の結果を利用して本人に働きかけること など、様々な段階があることから、 <b>それぞれの段階を念頭においた検討</b> を行うことで、より適切な規律となり得るのではないか。	<b>法目的・理念に即した適切な規律の在り方</b> については、 <b>様々な観点からの検討の余地</b> があり得るのではないか。 ➤ 保護の対象については、その取扱いによる本人へのリスク（差別的な取扱いの助長、追跡性、脆弱性、本人到達性等）を惹起し得る情報を幅広く対象とすべきとの考え ➤ 規律する取扱いの態様についても、評価・分析などの「取扱いの種類」や「その目的」を規律対象とすべきとの考え	<b>プロファイリングをはじめとする個人情報の処理内容についても何らかの規律が必要</b> との指摘も多い。 具体的には、プロファイリング実行のためのプログラム作成に係る元データの利用目的やその関連性、プログラムそのものに関わる論点、プロファイリングによって得られた結果の取扱いなど、様々な視点が示された。

# — 個人情報保護法見直しに関する視点 —

- 本人に直接の影響がない場合には、**事業者のガバナンスを確保するための本人関与は必要がないのでは？**、という視点は後に統計情報等（生成AI開発等も想定）の枠組みに繋がると思われる
- 一方で、データポータビリティに関してとも言及があり、今回の改正で直ちに導入されるとまでは想定されないものの、消費者委員会「消費者をエンパワーするデジタル技術に関する専門調査会」報告書第3・5などでも類似論点の議論がされており、今後の議論の動向に着目を要する

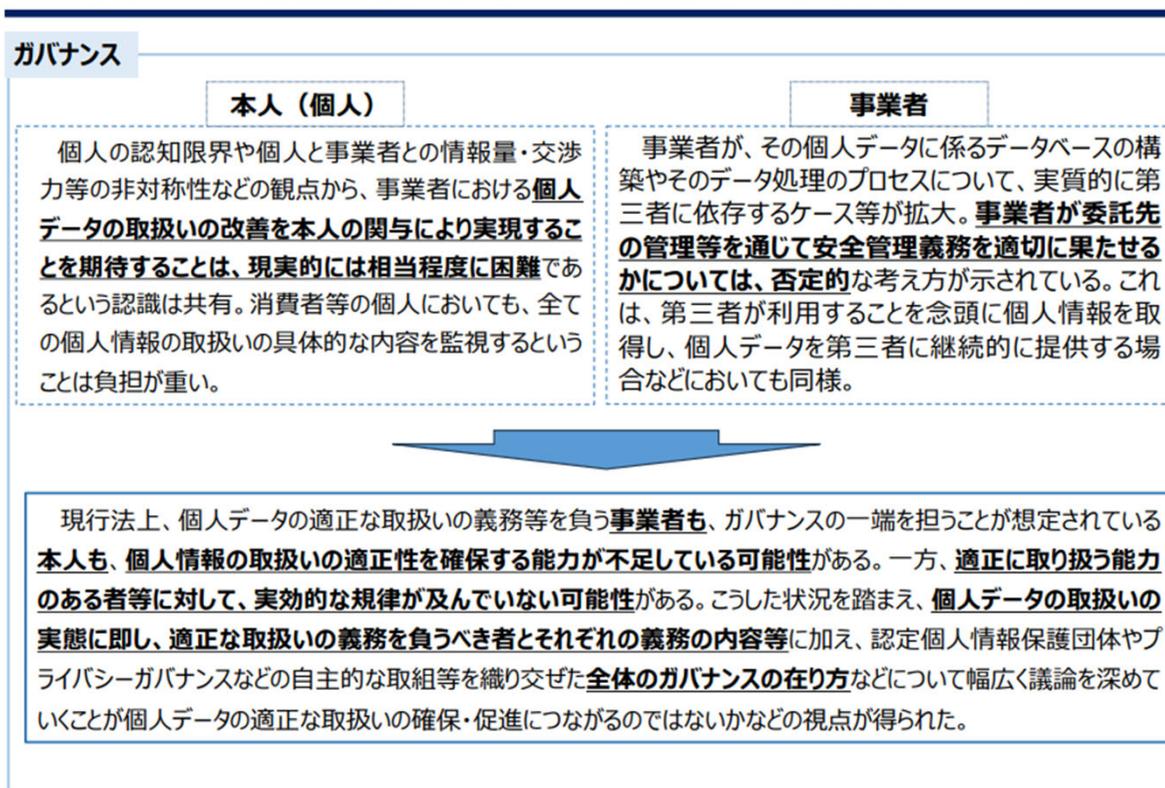
## ヒアリングから得られた視点 - (2) 本人の関与について -



# — 個人情報保護法見直しに関する視点 —

- ガバナンスについて、実際には委託先が大手の事業者であり、むしろ委託先の方が対応能力が高い場合があることも認識された → **委託先管理に関する枠組みの整備は、実務的対応に影響が大きい可能性**もある
- 全体的なガバナンスのあり方も議論がされており、**課徴金等を含めた制裁整備も、データ利活用に向けたパッケージの一部**であることを示唆するものとも思われる

## ヒアリングから得られた視点 - (3) ガバナンスについて -



# — 個人情報保護法見直しに関する視点 —

- 行政機関等に関する官民を通じたデータ利活用は、先般の医療分野なども含めて、今後役割が大きくなる可能性がある
- また、特別法の整備が有用との方針は、過去の議論と比較して、柔軟な見解が示されているものであり、デジタル行財政改革会議の出口となる制度整備の際に、重要なポイントになると思われる

## ヒアリングから得られた視点 — (4) 官民を通じたデータ利活用等 —

### 行政機関等における個人情報の適切な取扱い

準公共的な分野での事業者と行政機関等が連携した個人情報の利用などを念頭に置いた、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを含めた整理が必要であるとの指摘があった。

→官民を通じたデータ利活用については、いわゆる旧行個法が基本としていた考え方を踏まえつつも、社会的なニーズ等を考慮しながら、個人情報保護法の目的・理念に即し、全体としてバランスのとれた法の見直し・運用を行っていく必要があるのではないかとの視点が得られた。

### 特定分野における取扱い

個人情報保護法はあくまで一般法であることから、例えば、医療分野等の特定分野や、AIなどの特定の取扱い等については、一般法とは別に、実態や社会的な影響等を踏まえた特別法等で規律することも有用との意見もあった。

→一般法としての個人情報保護法のみならず、特定分野等における規律（特別法等）も含め、全体として適正な個人情報の利用と個人の権利利益の保護が確保されることが重要であるとの視点が得られた。

# — 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会 —

- 個人情報保護委員会では、2024年7月から課徴金制度、団体による差止請求制度及び被害回復制度を主な議論対象として、有識者会議を開催。同年12月18日に報告書を取りまとめたもの
- 課徴金納付制度については、以下の方向性が示唆
  - 現実に発生しており、かつ剥奪すべき違法収益が観念されるものに限られるか
  - 第三者提供等に関する違法行為（違法な第三者提供、不正取得、不適正利用等）と、漏えい等・安全管理措置に関する重大違反行為（漏洩等の原因となった安全管理措置義務違反等）が対象か
  - 大規模な違反行為（1,000人以上）のみとすることになるか

## 2 課徴金制度：想定される制度

30

### 個人情報保護法における課徴金制度の検討について

- 違反行為者に金銭的不利益を課すことによって、違反行為の摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、**違反行為の抑止効果を強化**する観点から、**諸外国における個人情報保護法制において制裁金制度が導入されている例が多い**ことも踏まえ、個人情報保護法に課徴金制度を導入することが考えられるのではないか。
- 他方、**過剰な規制を回避**する等の観点から、課徴金納付命令の対象を、以下の要件等により限定することが考えられるのではないか。
  - ① **対象行為（事態）を限定**すること
  - ② **主観的要素を要求**すること
  - ③ **個人の権利利益が侵害されたこと等を要求**すること
  - ④ **大規模な違反行為等に限定**すること
- また、**適正なデータの利活用に悪影響を与えないように**、制度設計のみならず、**周知啓発や運用も含めて十分な配慮をするべき**ではないか。
- 制度設計の検討に際しては、国内他法令における課徴金制度も踏まえ、個人情報保護法において規定し得る具体的な課徴金納付命令の要件について、その要否・内容の是非等を議論することが有用ではないか。

### （参考）課徴金納付命令の対象となる違反行為の範囲（イメージ）

31

課徴金納付命令の対象となり得る違反行為について、①対象行為を重要な規律への違反に限定し、当該違反等の対価を得るが漏えい等が発生した場合に限り、かつ、②主観的要素（相当の注意）による限定をし、さらに、③個人の権利利益が侵害される等した、④大規模な事案である場合に限定。

【要件①】 対象行為を重要な規律※1※2への違反に限定	【要件②】 主観的要素（相当の注意）により限定	【要件③】 個人の権利利益が侵害された場合等に限定	【要件④】 大規模な事案に限定
※1第三者提供規制等違反 (第18条、第19条、第20条、第27条第1項) →違反等の対価を得た場合			課徴金納付命令の対象となり得る違反行為
※2安全管理措置義務違反 →漏えい等が発生した場合			
上記以外の規律への違反			勧告の対象となり得る違反行為

33

# 一 制裁金制度に関する諸外国の状況

## (参考) 諸外国における個人情報保護法制に係る主な制裁金制度 29

国・地域	法令等	主な対象行為
 <b>EU</b> 	<b>GDPR</b> (General Data Protection Regulation)	第5条（個人データの取扱いと関連する基本原則）、第6条（取扱いの適法性）、第7条（同意の要件）、第8条（情報社会サービスとの関係において子どもの同意に適用される要件）、第9条（特別な種類の個人データの取扱い）、第32条（取扱いの安全性）を含む多くのGDPR上の条項違反が制裁金の対象となっている（第83条第4項、第5項）。
 <b>英国</b>	<b>UK GDPR</b> (UK General Data Protection Regulation)	基本的に同上
 <b>米国 (連邦)</b>	<b>FTC法</b> (Federal Trade Commission Act)	FTC法第5条（「不公正・欺瞞的行為又は慣行」(15 U.S.C. §57a(a)(1)(B)) に基づく法執行（民事制裁金の請求を含む）を通して消費者の個人情報やプライバシーの保護を図っている。 <b>[タイトルなし]</b>
<b>(カリフォルニア州)</b>	<b>カリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA)</b>	個人情報の販売・共有規制（Cal. Civil Code §1798.120）等のCCPA違反行為が民事制裁金（civil penalty）対象とされている（Cal. Civil Code第1798.155(a））。
 <b>カナダ</b>	<b>現在のところなし</b> （※検討中の消費者プライバシー保護法（CPPA）に規定あり）	（※CPPA案においては、第15条第1項（情報の取得・利用・開示について原則として本人の有効な同意を得る義務を規定）等の各CPPA上の規律に違反したとコミッショナーが認めるとき）
 <b>中国</b>	<b>個人情報保護法（PIPL）</b>	PIPLの規定に違反して個人情報を取り扱う場合又は個人情報を取り扱う際にPIPLに規定する個人情報保護に係る義務を履行しない場合であり、かつ、当局による是正命令を拒否した場合又は上記違反行為の情状が重い場合に制裁金の対象となる（第66条）。
 <b>韓国</b>	<b>個人情報保護法（PIPA）</b>	個人情報の取得・利用・提供について本人同意その他の要件の充足を求める第15条第1項（個人情報の収集と利用）及び第17条第1項（個人情報の提供）や第22条の2第1項（子どもの個人情報の保護）、第23条第1項第1号（センシティブ情報の処理制限）、第28条の8第1項（個人情報の越境移転）などの多くのPIPA上の条項違反に加え、個人情報の漏えい等があった場合が制裁金の対象となっている（第64条の2）。

（出典）令和5年度「個人情報保護に関する海外動向調査」（受託者：瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業）の調査結果等を基に作成。

# — 個人情報保護法上の差止請求制度の検討について —

- 認定団体は、事業者の自主的取組を支援することによる信頼の醸成という役割を担う一方、適格消費者団体が関与する新たな仕組みを導入することで、個人（消費者）と事業者との間でより実効的なコミュニケーションが行われることが期待する議論もされている

## 個人情報保護法上の差止請求制度の検討について

93

- 不特定かつ多数の消費者の個人情報違法に扱われている事例が発生している。
- 本人による権利行使による対応も考えられるが、当該権利行使は不特定多数の他の消費者に生じる被害の発生まで防止できるものではなく、また、そもそも権利行使を断念せざるを得ない場合も多い。
- 個人情報保護委員会による権限行為による対応も考えられるが、個人情報保護委員会の体制面や人的資源等にも限界はあり、必ずしも全ての違反行為に迅速かつ網羅的に対応できるとは限らない。

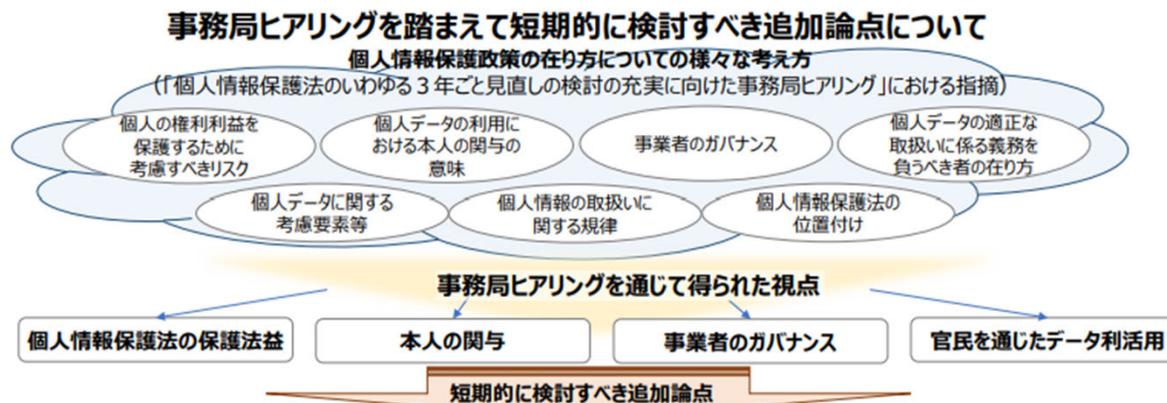
- 個人情報保護委員会の法執行が行き届いていない部分における、不特定かつ多数の消費者に係る被害の未然防止・拡大防止を図る観点から、適格消費者団体に、個人情報保護法上の差止請求権を（適格消費者団体自身の権利として）付与することが考えられるのではないか（※1）。
- 上記の場合、違反行為により個人の権利利益が侵害されるおそれが高い、利用停止等請求の対象条文に係る違反行為を、差止請求の対象とすることが考えられるのではないか。
- 上記の場合、適格消費者団体の体制面への支援等（※2）が必要である旨の意見があるが、どのように対応することが適当か。

※1 消費者契約法等の他法令においても、適格消費者団体の差止請求権は、適格消費者団体自身の権利として位置付けられている。

※2 具体的には、専門性の確保、職務情報等の共有・立証等における考慮、報告・監督窓口の一本化、資金を含む団体への援助（「（特定）適格消費者団体の活動について（消費者支援機構関西）」（第268回個人情報保護委員会・資料1-1）参照）。

# — 個人情報保護法見直しに関する視点（2025年1月） —

- 2025年1月22日には、個人情報保護法に関する課題の再整理がなされている。ここまで制裁強化に傾いているのではという議論もある中で、個人情報保護法内での利活用に関するパッケージも提示された
- 特に事務局ヒアリングを通じて得られた視点を踏まえて、同意規制のあり方や、漏洩通知等のあり方、委託業務における個人情報の取扱いに関する義務を誰が負うか、などが追加視点として強調された



**個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方**

「本人の権利利益への直接の影響の有無等」を切り口とした規律の内容を検討

- **同意規制の在り方**  
 個人の権利利益の侵害が想定されない統計作成等であると整理できるAI開発等、以下の場合は同意不要と整理できるのではないか
  - ① 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合
  - ② 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合
  - ③ 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合であって本人同意を得ないことに相当の理由があるとき

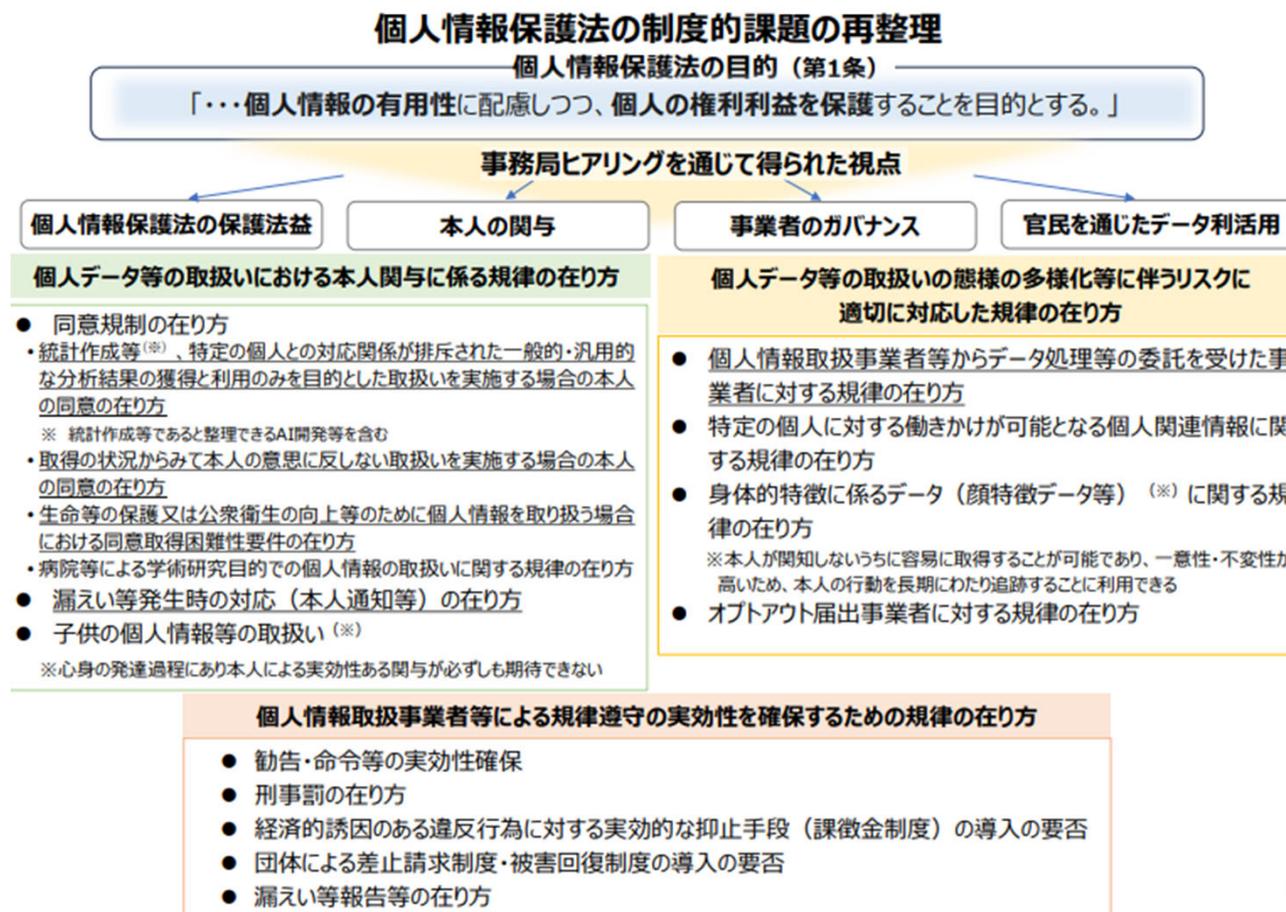
- **漏えい等発生時の対応（本人通知）の在り方**  
 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は本人通知不要と整理できるのではないか

**個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方（ガバナンスの在り方）**

- **個人データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方**  
 個人情報の取扱いに関わる実態（個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大、委託先の管理等を通じた安全管理措置に係る義務の適切な遂行が困難）を踏まえ、個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方を検討すべきではないか

# — 個人情報保護法見直しに関する視点（2025年1月） —

- 以下が現時点での論点の全体像となる
- 従前からの論点の中では、事業者において特に対応を要することになると思われる点として、子どもの個人情報等の取扱、特定個人への働きかけが可能となる個人関連情報、身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）の論点も残っている



# — 個人情報保護法見直しの論点 — 同意規制の在り方 —

- 生成AIの開発に関する同意規制のあり方については、統計作成等の一般的分析全般についての同意のあり方となっていることに留意。なお、生成AIとの関係では、著作権法30条の4の例外規定の対象となる場合を含められるよう工夫しており、PETs（プライバシー強化技術の）利用に当たっても第三者提供などの側面で例外規定になる可能性がある
- 要配慮個人情報のインターネット等からの取得だけに限らず、一定の目的外利用・第三者提供禁止の義務付けなどを前提に個人情報の第三者提供も認めている
- 契約履行等の際の同意不要の点は、GDPRと比較しても日本の既存の同意規制が硬直的だったか

## 個人情報保護法の制度的課題に対する考え方 (個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方)

### 1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

#### (1) 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- 統計情報等の作成（注1）のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていること、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ないものであることから、このような統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等（注2）を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能としてはどうか（注3）。

注1：統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。

注2：個人データ等が統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する観点等から、個人データ等の提供元・提供先及び公開されている要配慮個人情報の取得者における一定の事項（提供元・提供先、取得者の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容等）の公表、統計作成等のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意、提供先及び取得者における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付けることを想定。

注3：具体的な対象範囲や公表事項等はステークホルダーの意見をよく聞きながら個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）等で定めることを想定している。

- 行政機関等の取り扱う保有個人情報についても同様に、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象を、統計情報等の作成に拡大してはどうか。

#### (2) 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- 個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合を始め、目的外利用、要配慮個人情報取得又は第三者提供が本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合（注4）について、本人の同意を不要としてはどうか。

注4：例えば、本人が、事業者Aの運営するホテル予約サイトで事業者Bの運営するホテルの宿泊予約を行ったため、事業者Aが事業者Bに当該本人の氏名等を提供する場合や、金融機関が海外送金を行うために送金者の情報を送金先の金融機関に提供する場合等が想定される。具体的な対象範囲はステークホルダーの意見をよく聞きながら委員会規則等で定めることを想定している。

# — 個人情報保護法見直しの論点 — 同意規制の在り方 —

- 生命等の保護、公衆衛生例外は、これまでも少しずつ利用できる場面が示されてきていたが、十分に使いにくいところがあったもの。今回は一定の範囲で整備がされるが、一般的な利活用の基盤というよりは、一定の場面の応急処置的な利用になるとも思われる
- 病院等への学術研究例外の依拠については、医療分野では歓迎される側面はあると思われるものの、現状の案文では、民間企業を広く含めることまでは想定されていないように見受けられる

## 個人情報保護法の制度的課題に対する考え方 (個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方)

### 1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方 (続)

#### (3) 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方

- 人の生命、身体又は財産の保護のための例外規定及び公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のための例外規定について、現行制度においては「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件が付されているが、事業者・本人の同意取得手続に係る負担を軽減し、個人情報のより適正かつ効果的な活用及びより実効的な個人の権利利益の侵害の防止につなげる観点から、「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、「その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」<sup>(注5)</sup>についても、上記例外規定に依拠できることとしてはどうか。

注5：例えば、(公衆衛生の向上のために特に必要である一方で、) 本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置(氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等)が講じられているため、当該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合等が想定される。具体的な事例についてはステークホルダーの意見をよく聞きながらガイドライン等において明確化することを想定している。

#### (4) 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方

- 医学・生命科学の研究においては、研究対象となる診断・治療の方法に関する臨床症例の分析が必要不可欠であり、病院等の医療の提供を目的とする機関又は団体による研究活動が広く行われている実態があることから、目的外利用規制、要配慮個人情報取得規制、第三者提供規制に係るいわゆる学術研究例外に依拠することができる主体である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体<sup>(注6)</sup>が含まれることを明示することとしてはどうか。

注6：例えば、病院や、その他の医療の提供を目的とする機関等(診療所等)が含まれることが想定される。具体的な対象範囲はステークホルダーの意見をよく聞きながらガイドライン等において明確化することを想定している。

### 2 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方

- 現行法上、個人情報取扱事業者は、漏えい等報告の義務を負うときは、本人への通知が困難な場合を除き、一律に本人への通知義務を負うこととなるが、本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合<sup>(注7)</sup>について、本人への通知義務を緩和し、代替措置による対応を認めることとしてはどうか。

注7：例えば、サービス利用者の社内識別子(ID)等、漏えいした情報の取得者において、それ単体ではおよそ意味を持たない情報のみが漏えいした場合などが想定される。具体的な対象範囲はステークホルダーの意見をよく聞きながら委員会規則等で定めることを想定している。

- 行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうか。

# — 本人同意を要さないデータ利活用に関する諸外国の状況 —

## 本人同意を要しない公益に資するデータ利活用の在り方<sup>⑬</sup>

### 9. 本人同意を要しない個人情報の取扱いに関する外国制度等

	EU (GDPR)	米国カリフォルニア州 (CCPA)	韓国 (個人情報保護法)
規律の概要	<p>【タイトルなし】なされた目的と適合しない態様の追加的処理は禁止され、その利益における保管の目的、科学研究若しくは歴史的な研究の目的又は統計の目的のために行われる追加的処理は、当初の目的と適合しないものはみなされない（第5条第1項(b)）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人データの処理（送信による開示等を含む。）は、①データ主体の同意がある場合、②データ主体が契約当事者となっている契約の履行等のために必要となる場合、③管理者が服する法的義務を遵守するために処理が必要となる場合、④データ主体又は他の自然人の生命に関する利益を保護するために処理が必要となる場合、⑤公共の利益において、又は、管理者に与えられた公的な権限の行使において行われる職務の遂行のために処理が必要となる場合、⑥管理者によって、又は、第三者によって求められる正当な利益の目的のために処理が必要となる場合においてのみ、その範囲内で、適法となる（第6条第1項）。</li> <li>特別なカテゴリの個人データの処理は原則として禁止され、例外的に、①データ主体が明確な同意を与えた場合、②EU法若しくは加盟国の国内法等により認められている範囲内で、雇用及び社会保障並びに社会的保護の法律の分野における管理者又はデータ主体の義務を履行する目的等のために処理が必要となる場合、③データ主体が物理的又は法的に同意を与えることができない場合で、データ主体又はその他の自然人の生命に関する利益を保護するために処理が必要となる場合、④政治団体等による適切な保護措置を具備する正当な活動の過程において、当該処理が、その組織の構成員等のみに関するものであることを条件とし、かつ、データ主体の同意なくその個人データが当該組織の外部に開示されないことを条件として、処理が行われる場合、⑤データ主体によって明白に公開のものでされた個人データに関する処理の場合、⑥訴えの提起若しくは攻撃防御のため、又は、裁判所がその司法上の権能を行使する際に処理が必要となる場合、等に適法となる（第9条）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、①個人情報が収集・処理された目的、又は、②個人情報が収集された状況に適合する開示された別の目的、を達成するために合理的に必要かつ相当ではない処理を行う場合、あらかじめ消費者の同意を得なければならない（CCR§7002(e)）。</li> <li>消費者は、いつでも、事業者に対して個人情報の「販売」又は「共有」をしないよう命じる権利を有する（Cal. Civ. Code §1798.120(a)）（※）。</li> <li>消費者は、いつでも、事業者に対してセンシティブ個人情報の利用を一定の範囲（例：①商品又はサービスを要求する平均的な消費者が合理的に期待するサービスを提供し、又は商品を提供すること、②保存又は送信された個人情報の可用性、真正性、完全性又は機密性を損なうセキュリティ・インシデントを防止、検出及び調査すること、③悪意ある、欺瞞的な、詐欺的な、又は違法な事業者に向けられた行為に抵抗し、当該行為に責任を負う者を告訴すること、④自然人の身体の安全を確保すること、⑤短期的かつ一時的な利用（個人情報が、他の第三者に開示されず、消費者に関するプロフィールを作成するために利用されない場合等に限る。）、⑥事業者が代わってサービスを提供するために制限するよう命じる権利を有する（Cal. Civ. Code §1798.121・CCR§7027(m)）。</li> <li>CCPAは、①連邦法等の遵守、②連邦当局等による照会等への対応、③事業者等が連邦法等に違反する可能性があるかつ誠実に偏る行為等に関する、法執行機関への協力、④自然人が死亡等するリスク等がある場合における、政府機関による消費者の個人情報への緊急アクセスに係る一定の要求への協力、⑤法的請求の行使等、⑥非識別化又は集約された消費者情報の収集等、等に係る事業者の能力を制限しない（Cal. Civ. Code §1798.145(a)(1)）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報管理者は、次のいずれかに該当する場合には、個人情報を第三者に提供することが出来る（第17条第1項）。①データ主体から同意を得た場合、②法律に特別な規定があり、又は法令上の義務を遵守するためにやむを得ない場合、③公的機関が法令等に定める所掌事務を遂行するためにやむを得ない場合、④データ主体又は第三者の生命・身体・財産の利益を差し迫った危険から保護するために明らかに必要と認められる場合、⑤公共の安全と安寧、公衆衛生等のために緊急に必要な場合。</li> <li>民間事業者である個人情報管理者は、次のいずれかに該当する場合には、データ主体又は第三者の利益を不当に侵害する恐れがある場合を除き、個人情報を収集目的の範囲を超えて利用することができる（第18条1項・2項）。①データ主体から別途同意を得た場合、②他の法律に特別な規定がある場合、③データ主体又は第三者の生命・身体・財産の利益を差し迫った危険から保護するために明らかに必要と認められる場合。</li> <li>個人情報管理者は、次のいずれかに該当する場合を除き、機微情報を処理してはならない（第23条）。①データ主体の同意を得た場合、②他の法令が機微情報の処理を要求又は許可している場合。</li> </ul>

※ 「販売」とは、金銭的又はその他の価値ある対価を得て、事業者が消費者の個人情報を第三者に口頭、書面、電子的その他の手段で販売、貸与、公開、開示、伝播、利用可能化、譲渡その他の方法で伝達することをいい（Cal. Civ. Code §1798.140(ad)）。「共有」とは、金銭その他の価値ある対価の有無にかかわらず、クロス・コンテキスト行動広告（＝消費者が意図的にやりとりした事業者、個別ブランドのウェブサイト、アプリケーション又はサービス以外の事業者、個別ブランドのウェブサイト、アプリケーション又はサービスにまたがる消費者の活動から得られた消費者の個人情報に基づいて、消費者に広告をターゲティングすること（Cal. Civ. Code §1798.140(k)））のために事業者が消費者の個人情報を第三者に口頭、書面、電子的その他の手段で共有、貸与、公開、開示、伝播、利用可能化、譲渡その他の方法で伝達することをいう（Cal. Civ. Code §1798.140(ah)）。

（出典）令和5年度「個人情報保護に関する海外動向調査」（受託者：湊坂井法律事務所・外国法共同事業）の調査結果等を元に作成。

# — 個人情報保護法見直しの論点 — こどもの個人情報 —

- 子どもの個人情報等については、事業者の中では年齢の閾値にも関心があったところがあるが、GDPRや既存Q&Aとの連続性を踏まえ16歳となっている
- 本人からの情報収集をどの程度行っておくべきか、また同意取得に当たってのプロセスの整備など、具体的な画面遷移・業務プロセスへの影響も多いと思われることから、実務的に影響が大きいと思われる

## 個人情報保護法の制度的課題に対する考え方 (個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方)

### 3 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

- 子供は、心身が発達段階にあるためその判断能力が不十分であり、個人情報の不適切な取扱いに伴う悪影響を受けやすいこと等から、子供の発達や権利利益を適切に守る観点から、一定の規律を設ける必要があるのではないか。その場合、対象とする子供の年齢については、現在の運用の基礎となっているQ&Aの記載<sup>(注8)</sup>や、GDPRの規定<sup>(注9)</sup>などを踏まえ、16歳未満としてはどうか。  
注8：「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A」Q 1-62  
注9：GDPR第8条
- 16歳未満の者が本人である場合における、本人からの同意取得や本人への通知等に係る規定について、原則として、当該本人の法定代理人からの同意取得や当該法定代理人への通知等を義務付けることとしてはどうか。その上で、一定の場合<sup>(注10)</sup>については、例外的に、本人からの同意取得や本人への通知等を認める必要があるのではないか。  
注10：例えば、本人が16歳未満であることを事業者が知らないことについて正当な理由がある場合、法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して個人情報を取得した場合、本人に法定代理人がない又はそのように事業者が信ずるに足りる相当な理由がある場合が想定されるのではないか。
- 16歳未満の者を本人とする保有個人データについて、違法行為の有無等を問うことなく利用停止等請求を行うことを可能としてはどうか。その場合において、一定の例外事由<sup>(注11)</sup>を設ける必要があるのではないか。  
注11：例えば、法定代理人の同意を得て取得された保有個人データである場合、要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合、本人が16歳以上であると信じさせるために詐術を用いた場合、法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して保有個人データを取得した場合等が想定される。
- 未成年者の個人情報等を取り扱う事業者は、当該未成年者の年齢及び発達の程度に応じて、その最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の発達又は権利利益を害することのないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の責務規定、及び、個人情報の取扱いに係る同意等をするに当たって、法定代理人は、本人の最善の利益を優先して考慮しなければならない旨の責務規定を設けてはどうか。
- 法定代理人の関与及び責務規定については、行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうか。

# 子どもの個人情報に関する諸外国の状況

- 子どもの個人情報等については、欧州だけでなく、米国等も含めて執行例が多くなっており、諸外国での個人情報に関する執行の中でも特に強調されることが多い
- GDPRの施行前よりCOPPAなどの整備がされているなど、米国においても連邦レベルでも対策がされている必ずしも多くない分野の一部でもある
- 日本国内でも、学習塾での塾生の情報のSNS送信等の利用があり、行政指導が行われた事案が生じている。また教育関連でも学校でのウェアラブル端末の装着での健康管理に利用する、授業の集中度を図るなどの事案で、大きな社会的反響が生じていた

## 子どもの個人情報等に係る規律の在り方③

### 3. 子どもの個人情報等に関する外国制度等①

#### 【総論】

- 例えば以下の国・地域において、子どもの個人情報等に関する規律が存在している。詳細は次頁以下の表参照。
- 規律の在り方は、国・地域によって様々であるが、主として以下のパターンが確認された。
  - 子どもの個人情報等をセンシティブ情報又はセンシティブデータに分類したうえで特別な規律の対象とするケース
  - センシティブ情報又はセンシティブデータとは別に、子どもの個人情報等に特有の規律を設けるケース
  - オンライン分野等一定の分野に限定したうえで、包括的な個人情報保護法令とは異なる<sup>[タイトルなし]</sup>において、子どもの個人情報等に関する規律を設けるケース

EU (欧州連合)	英国	アメリカ合衆国	中華人民共和国	大韓民国
インド共和国	インドネシア共和国	ブラジル連邦共和国	(カナダ) ※	

#### ※ カナダのCPPAについて

- カナダにおける現行法 (PIPEDA) 上、子どもの個人情報等に関する明文上の規律は存在しない。もともと、PIPEDAに代わる新法であるCPPA (Consumer Privacy Protection Act) の制定が検討されている。
- 2022年6月に公表されたCPPAの草案では、未成年者の個人情報はセンシティブ情報に該当する旨が規定されている (第2条第2項)。(ただし、センシティブ情報に該当した場合の法効果等は草案上明確にされていない。)

## 子どもの個人情報等に係る規律の在り方④

### 4. 子どもの個人情報等に関する外国における主な執行事例等①

企業・団体名	Meta Platforms Ireland Limited	TikTok Information Technologies UK Limited及びTikTok Inc	Google, LLC及びYouTube, LLC
該当国/当局	アイルランド/IDPC	英国/ICO	米国/FTC
執行等の日	2022年9月15日	2023年4月4日	2019年9月10日
問題となった子どもの個人情報等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 同社は、同社が運営する写真共有アプリ「Instagram」において、ビジネス用アカウントの作成が可能な未成年の利用者 (13~17歳) の携帯電話番号やメールアドレスなどの個人データがデフォルトで広く公表される設定になっていた。</li> <li>• EDPB (欧州データ保護会議) は、処理対象が子どもの個人データであることを踏まえると正当な利益 (GDPR第6条第1項(f)) 等は認められず、上記個人データの処理の法的根拠を欠いている等と判断し、その旨を含む拘束力のある決定 (GDPR第65条第1項) を採択。</li> <li>• IDPCは、データ処理が国境を越えて行われている場合の主監督機関として (GDPR第56条)、上記EDPBの決定を基に、GDPR違反を理由に下記の措置を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 同社は、2018年5月から2020年7月にかけて、同社の利用規約に反し、13歳未満の英国の子どもにサービスを提供し、保護者の同意なく個人データを処理した。</li> <li>• また、同社は個人データがどのように収集され、使用され、共有されるかについて、理解しやすい方法で、プラットフォームを利用する人々に明確で適切な情報を提供しなかった。</li> <li>• ICOは、情報サービス提供時の親の同意取得に係る規律や情報提供義務を定めるUKGDPR違反等を理由に下記の措置を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 同社は子ども向けのチャンネルの視聴者に対しても、親の同意を求める通知等を表示することなく、Cookieを利用して追跡を行う形で個人情報を収集していた。</li> <li>• FTCは、子どもの個人情報の収集等に関する親の同意の取得義務等を定めたCOPPA規則違反を理由に以下の命令を发出。</li> </ul>
当局が取った主な措置	4億500万ユーロの制裁金の支払を命令。	1270万ポンドの制裁金の支払を命令。	以下の内容の命令を发出。 ① FTCに対し1億3600万ドル、ニューヨーク州に対し3400万ドルの支払 ② 動画をアップロードするチャンネルオーナーが子ども向けコンテンツであるか否かを指定するためのシステムを開発して実装すること等

(出典) 株式会社日本総合研究所「個人情報保護に係る主要課題に関する海外・国内動向調査 最終報告書」(2023年12月) の調査結果等を元に作成。

# こどもの個人情報に関する諸外国の状況

## こどもの個人情報等に係る規律の在り方④

### 3. こどもの個人情報等に関する外国制度等②

国・地域	EU (欧州連合)		英国
法令等	GDPR (一般データ保護規則)	DSA (デジタルサービス法)	Children's Code ※UKGDPRはGDPR参照
年齢基準等	第8条について、16歳未満 (ただし、加盟国毎に13歳未満にまで引き下げ可(※1))。こども(Children)そのものは定義なし。	18歳未満	18歳未満 ※UKGDPR第8条との関係では13歳未満とされている。
規律等の概要	<p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こどもは特別な保護を享受し、特にマーケティング目的や個人プロフィールの作成目的でのこどもの個人データの使用等には特別な保護が適用されるべき (前文第38項)。</li> <li>法的効果又は類似の重大な効果をもたらすプロファイリングを含む自動化された意思決定 (本文第22条参照) はこどもに適用されるべきではない (前文第71項、自動化された個人に対する意思決定とプロファイリングに関するガイドライン)。</li> </ul> <p>条文 (本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>16歳未満のこどもに対する直接的な情報社会サービス (※2) の提供との関係における個人データの取扱いについて、「同意」(第6条第1項(a))の法的根拠に依拠する場合は、こどもの親権者の同意・承認が必要 (第8条)。</li> <li>処理の法的根拠として正当な利益に依拠する際には、データ主体の利益等が当該利益を上回ってはならず、データ主体がこどもである場合については特にこの点に留意する必要 (第6条第1項(f))。</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フランス・オランダ・アイルランド等の加盟国においては、GDPRを敷衍する形でこどものプライバシー保護のためのルール (ガイドライン) を当局が策定・公表している。</li> </ul>	<p>同法は、情報社会サービスのうち「仲介サービス」「ホスティングサービス」「オンラインプラットフォーム」「超大規模オンラインプラットフォーム」の提供者について、事業者の特性や規模に応じた規制を定めている。このうち「オンラインプラットフォーム」「超大規模オンラインプラットフォーム」の提供者に未成年者に係る以下の規律が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未成年者がアクセス可能な「オンラインプラットフォーム」の提供者は、そのサービスにおいて、未成年者のプライバシー、安全及びセキュリティを高い水準で確保するために適切かつ相応の措置を講じなければならない (第28条第1項)。</li> <li>また、「オンラインプラットフォーム」の提供者は、サービスの受領者が未成年者であることを合理的な確実性をもって認識している場合、GDPR第4条第4項に定義されるプロファイリングに基づく広告 (いわゆるターゲティング広告) をインタフェース上に提示してはならない (第28条第2項)。</li> </ul>	<p>デジタルサービスに係るこどものUKGDPR及びPECR(※3)の適用関係を示す規範であり、不遵守はこれらの法令違反となり得る。18歳未満がアクセスする可能性のある情報社会サービスに適用され、次の15の基準を満たすことを要求。</p> <p>15の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>こどもの最高の利益の優先</li> <li>データ保護影響評価の実施とリスクの評価・軽減</li> <li>年齢に応じた適切なレベルの規律を適用</li> <li>透明性</li> <li>未成年者の幸福に有害な使用等の回避</li> <li>自ら公表しているポリシーや基準の遵守</li> <li>デフォルトで高プライバシーに設定</li> <li>データの最小化</li> <li>正当な理由がある場合を除きこどものデータは非開示</li> <li>ジョブレーションのデフォルトオフ</li> <li>親権者によるコントロール・監視をこどもに通知・明示</li> <li>プロファイリングのデフォルトオフ、プロファイリング時の有害コンテンツからの保護措置の実施</li> <li>ナッジテクニックの回避</li> <li>接続されるトイ、デバイスの本Codeへの準拠</li> <li>こどもが権利行使しやすいオンラインツールの提供</li> </ol>

※1 ベルギー、スウェーデンなどは13歳未満、イタリア、スペインなどは14歳未満、フランス、チェコなどは15歳未満、ドイツ、オランダなどは16歳未満とされている。  
 ※2 「通常、報酬のために、隔地域で、電子的手段によって、サービス受領者の個別の要求に応じて提供されるあらゆるサービス」を指す(欧州議会及び理事会の指令(EU) 2015/1535の第1条第1項(b))。  
 ※3 電子通信に係るプライバシーについてUKGDPRと並んで規律を行うPrivacy and Electronic Communications Regulationsを指す。  
 (出典) 令和5年度「個人情報保護に関する海外動向調査」(受託者：深美坂井法律事務所・外国法共同事業)の調査結果等を元で作成。

4

## こどもの個人情報等に係る規律の在り方⑤

### 3. こどもの個人情報等に関する外国制度等③

国・地域	アメリカ合衆国 (連邦法)	
法令等	COPPA (児童オンラインプライバシー保護法)	ADPPA (米国プライバシー保護法) ※未成立
年齢基準等	13歳未満	17歳未満
規律等の概要	<p>13歳未満のこども向けのウェブサイト又はオンラインサービスの運営者その他13歳未満のこどもからオンラインで個人情報を収集していることを知っているウェブサイト又はオンラインサービスの運営者を対象に、以下の義務を定めている(15 U.S. Code § 6501(9)、COPPA規則§312.4~312.8、312.10)。</p> <p>COPPA規則上の主たる規律</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>こどもから収集する情報の内容や利用に係るウェブサイト又はオンラインサービス上の通知義務</li> <li>こどもの個人情報を収集・利用・開示するに際しての検証可能な親の同意の取得義務</li> <li>親に対してこどもから収集した個人情報を開示し、また、更なる情報の使用又は保持を拒否する機会を与える義務</li> <li>こどもがゲーム等のアクティビティに参加するための条件として、合理的に必要とされる以上の個人情報の開示を求めるとの禁止</li> <li>こどもから収集した個人情報の機密性・セキュリティ・完全性を保護するために合理的な措置を講じる義務</li> <li>利用目的に照らして合理的に必要な期間に限定したこどもの個人情報の保持</li> </ol>	<p>米国ではCOPPAとは別に、データ保護に係る一般法 (連邦法) としてADPPA (American Data Privacy and Protection Act, H.R.8152.) の制定が検討されている。2022年6月に公表された草案によれば、17歳未満の個人を「対象未成年者」と定義したうえで、事業者に対し、対象未成年者の個人データの取扱いについて以下の規律を課している。</p> <p>対象未成年者に係る主たる規律</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>対象未成年者に関する情報はその旨を事業者が認識している場合にはセンシティブデータとなる (ADPPA第2条(11))。センシティブデータの取得又は処理は許可される場面に限定されており、要求された特定の製品・サービスを提供・維持するために特に必要である等の場合にのみ許可される (同条(28)(A)(xiii)、第102条(2))。</li> <li>ターゲティング広告の対象となる個人が対象未成年者であることを認識している場合には、かかる行為は禁止される (同第205条(a))。</li> <li>加えて、対象事業者が本人が対象未成年者であることを認識している場合、当該未成年者又はその親権者若しくは保護者から積極的の同意を得なければ、原則として対象未成年者の対象データを第三者に移転できず、また、移転を示すこともできない (同第205条(b)(1))。</li> </ol>

(出典) 令和5年度「個人情報保護に関する海外動向調査」(受託者：深美坂井法律事務所・外国法共同事業)の調査結果等を元で作成。

5

# — 個人情報保護法見直しの論点 — 働きかけ可能な個人関連情報 —

- 個人関連情報、匿名加工情報、仮名加工情報について、不適正利用（注1）及び不正取得規制（注2）を適用しようとするもの

- 注1 法19条： 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない
- 注2 法20条： 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

（以下引用）

1. 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方
- 特定の個人に対して何らかの連絡を行うことができる記述等である電話番号、メールアドレス、Cookie ID 等を含む情報については、当該情報が個人情報に該当しない場合であっても、当該個人への連絡を通じて当該個人のプライバシー、財産権等の権利利益の侵害が発生（注1）し得る上、当該記述等を媒介として秘匿性の高い記述等を含む情報を名寄せすることにより、プライバシー等が侵害されたり、上記連絡を通じた個人の権利利益の侵害がより深刻なものとなったりするおそれ（注2）がある。このような記述等が含まれる個人関連情報（注3）について、個人の権利利益の侵害につながる蓋然性の特に高い行為類型である不適正利用及び不正取得に限って、個人情報と同様の規律を導入することとしてはどうか。また、上記のような記述等が含まれる仮名加工情報及び匿名加工情報（注4）についても同様の趣旨が当てはまることから、同様の規律を導入してはどうか。
    - 注1：例えば、メールアドレス等を用いて、有名企業等をかたったメール等を個人に送信し、当該メールの本文に記載したフィッシングサイトのURL にアクセスさせて認証情報やクレジットカード情報等を窃取する事例等が挙げられる。
    - 注2：例えば、オンラインメンタルヘルスカウンセリングサービスを運営する事業者が、ユーザーから取得したメールアドレス及び健康情報を、治療支援等のためにのみ利用し第三者に共有しない旨等を約していたにもかかわらず、広告目的で第三者に提供する事例等が挙げられる。
    - 注3：具体的には、特定の個人の所在地（住居、勤務先等）、電話番号、メールアドレス、Cookie ID等の記述等（これを利用して特定の個人に対して連絡を行うことができるものに限る。）を含む個人関連情報等を規律の対象とすることを想定している。
    - 注4：具体的には、注3の記述等を含む仮名加工情報・匿名加工情報等を規律の対象とすることを想定している。
  - 行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうか。

# — 個人情報保護法見直しの論点 — 顔特徴データ等

- 生体データのうち個人識別符号に該当するものはプライバシー等の侵害に繋がりやすいとして、取扱いの透明性を求める方針（顔写真自体は特徴量が抽出されておらず、個人識別符号となる加工がされていないため、直ちにこの規律の対象にはならない）
- 同意取得でなく、周知要件のみとした点については、利活用について一定程度個人情報保護委員会が配慮した側面もあると思われる。他方で、広範な利用停止等請求に加え、オプトアウト禁止となるので、個人識別情報である顔特徴データについては、同意に基づく第三者提供が求められることになる

2 本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）に関する規律の在り方

## 【規律の考え方】

- 顔識別機能付きカメラシステム等のバイOMETリック技術の利用が拡大する中で、生体データ<sup>(注5)</sup>のうち、本人が関知しないうちに容易に（それゆえに大量に）入手することができ、かつ、一意性及び不変性が高く特定の個人を識別する効果が半永久的に継続するという性質を有する<sup>(注6)</sup>顔特徴データ等は、その他の生体データに比べてその取扱いが本人のプライバシー等の侵害に類型的につながりやすいという特徴を有することとなっている。  
注5：特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別することができるもの（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第2項第1号、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第1条第1号）。  
注6：カメラ等の計測機器を複数の地点に設置して顔特徴データ等を入力し、これを名寄せに利用することで、本人が関知し得ないまま、半永久的・網羅的に当該本人の行動を追跡することが可能である。
- そこで、上記侵害を防止するとともに、顔特徴データ等の適正な利活用を促すため、顔特徴データ等の取扱いについて、透明性を確保した上で本人の関与を強化する規律を導入する必要があるのではないか。

- 具体的には、顔特徴データ<sup>(注7)</sup>等の取扱いに関する一定の事項<sup>(注8)</sup>の周知を義務付けてはどうか<sup>(注9)</sup>。その場合において、一定の例外事由<sup>(注10)</sup>を設ける必要があるのではないか。

注7：規律の対象となる生体データの具体的な範囲は政令以下で定めることを想定しているが、「顔特徴データ」として、顔の骨格及び皮膚の色並びに目、<sup>(注11)</sup>他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を識別することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を識別することができるようにしたものを規定することを想定している。なお、単なる顔写真は「顔特徴データ」に該当しない。

注8：顔特徴データ等を取り扱う当該個人情報取扱事業者の名称・住所・代表者の氏名、顔特徴データ等を取り扱うこと、顔特徴データ等の利用目的、顔特徴データ等の元となった身体的特徴の内容、利用停止請求に応じる手続等を想定している。

注9：具体的な周知の方法は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護委員会規則等で定めることを想定している。

注10：例えば、周知により本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、周知により当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合、国又は地方公共団体の事務の遂行に協力する必要がある場合であって、周知により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等が想定される。

- また、顔特徴データ等（保有個人データであるものに限る。）について、違法行為の有無等を問うことなく利用停止等請求を行うことを可能としてはどうか。その場合において、一定の例外事由<sup>(注11)</sup>を設ける必要があるのではないか。

注11：例えば、本人の同意を得て作成又は取得された顔特徴データ等である場合、要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合等が想定される。

- さらに、顔特徴データ等について、オプトアウト制度に基づく第三者提供（法第27条第2項）を認めないこととしてはどうか。

## — 謝辞—本スライド作成協力

---

- 本スライドを作成するにあたり、羽深宏樹弁護士（京都大学大学院法学研究科 特任教授／スマートガバナンス株式会社 代表取締役CEO）にご協力をいただきました。
- また、以下の方々にもご協力をいただきました。この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。
  - 谷崎研一弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアパートナー弁護士／プロトタイプ政策研究所副所長）
  - 藤原理弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士）
  - 都築翔弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士／プロトタイプ政策研究所主任研究員）
  - 大門由佳弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業アソシエイト弁護士／プロトタイプ政策研究所主任研究員）
  - 荏畑龍太郎弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業アソシエイト弁護士／プロトタイプ政策研究所主任研究員）
  - 乾直行弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業アソシエイト弁護士／プロトタイプ政策研究所主任研究員）
  - 松田一星弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業アソシエイト弁護士／プロトタイプ政策研究所主任研究員）

ご清聴ありがとうございました。



本資料は、2025年3月5日（水）開催、JIPDECセミナーで配布した資料です。  
セミナーお申込み者様限定での配布となりますので、WEB、SNS等への掲載、  
転載はご遠慮ください。